

# いじめ防止基本方針

八幡市立男山第二中学校

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながらそれを放置してはならない。

### 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、生徒会等の自主的な「いじめ防止の取組」等を実施する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的ないじめ調査を年2回実施するとともに、個別の面談や日常の観察等で措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との個別に面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

#### ③ いじめ防止等のための教職員の資質向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教育等を行う。

### (2) いじめ防止等に関する措置

#### ① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生指担当、養護教諭、学年主任、教育相談部、SC、SSW 等

＜活 動＞ アンケート調査（年間２回）並びに教育相談に関すること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開 催＞ 月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

#### ② いじめに対する措置

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。

・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、八幡市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、疑いがあると認められるとき、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

・いじめの早期発見に関する取組に関すること。

・いじめの再発を防止するための取組に関すること。